

関係事業所 管理者様

戸田市健康福祉部健康長寿課長

(公 印 省 略)

短期入所生活介護事業所等利用時における福祉用具貸与の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営に当たりましては、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとりの取扱いといたします。これらの取扱いは予防給付についても同様といたします。各事業者様におきましては、介護報酬の適正な算定のため、本内容に関するケアプラン及び各種サービス計画等を必要に応じ、点検してください。

記

1．福祉用具貸与の基本方針について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第193条において「利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む」と定められており、貸与された福祉用具は「居宅」で使用することを想定しています。

2．短期入所生活介護における設備及び備品等について

基準第124条第3項において「特定短期入居者生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない」と定められております。そのため、事業所において標準的に使用する福祉用具についても通常必要と考えらえる数を備える必要があります。

3．サービス種類相互の算定関係について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）」（以下「老企第36号」という。）第二（2）において、「福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること」と定められております。これは、短期入所生活介護に入所する際には一度返却し、退所する際に再度搬入することが非常に不合理であるためです。

4．短期入所生活介護事業所における福祉用具貸与の可否について

上記1から3に示した通り、居宅以外の事業所等で福祉用具貸与品を利用することは原則想定しておらず、事業所に持ち込んで利用することはできません。これらを踏まえた上で、次の場合においては、例外として算定を認めます。必ず事前に健康長寿課にご相談ください。

(1) 居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を利用者の希望により事業所に持ち込んで使用する場合。

利用者が希望する場合であり、事業所から持ち込みを強要することは出来ません。

(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、事業所において、生活を継続するため福祉用具が必要であり、事業所で用意されている福祉用具では対応が十分にできず、利用者が在宅で使用している福祉用具の使用が生活上必要不可欠である場合。

(3) その他事業所において福祉用具の貸与を必要とする特別の事業がある場合。

5 . 福祉用具貸与費の算定について

短期入所生活介護利用時の福祉用具貸与費の算定は次のとおりとします。

(1) 在宅での利用がある場合

・毎週土日に短期入所生活介護を利用。その他の日は在宅で生活する場合は「 1 月分」算定。

・ 1 日から 20 日まで連続して短期入所生活介護を利用。 21 日から月末までは在宅で生活をする場合は「日割り」又は「半月分の単位」で算定。

(2) 在宅での利用がない場合

・利用者が連続して 30 日を超えて短期入所生活介護を利用する場合（自費の場合も含む）は「算定不可」。

・月内に退所予定であったが、事情により退所できず、結果として居宅で福祉用具を利用しなかった場合は「算定不可」。

(3) その他

・「 4 . 短期入所生活介護事業所における福祉用具貸与の可否について」において示したとおり、例外として使用が認められる場合は「 1 月分」で算定。

6 . その他

これらの見解と異なる通知等が発出された場合は、それに合わせて取扱い変更する場合があります。

【問合せ】

戸田市 健康福祉部 健康長寿課
管理担当

電話：048-441-1800（内 458）